様式第2号(第6条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

様

第3子以降保育所保育料減免決定(却下)通知書

出雲市長　　　　印

　申請のありました第3子以降保育所保育料減免申請については、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 減免対象児童氏名 | 減免前保育料 | 減免後保育料 | 減免の期間 |
| 　 | 円 | 円 | 年　月から　　年　月まで |
| 　 | 円 | 円 |
| 　 | 円 | 円 |
| 却下の理由 | 　 |

※保育料に変更があった場合や、月途中の入退所により保育料を日割り計算した場合には、減免額も変更となります。

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。